

学校法人久留米大学の懲戒処分について

本学における懲戒処分は、以下のとおりです。

区 分	内 容
懲戒年月日	令和6年5月13日
懲戒の種類	停職90日
処分対象者	職員
概 要	学校法人久留米大学教職員就業規則第48条第1項第4号に該当。 酒気帯び運転による交通法規違反

以上